

川崎市墓地等行政連絡調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 墓地建設については、近時、地域住民から住宅環境の侵害を理由として、建設阻止の住民運動が展開される実情にかんがみ、本市における当該行政の適正執行を図るとともに、まちづくりの観点などから規制誘導方策等を検討するため川崎市墓地等行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 連絡調整会議は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 規制誘導方策等に関すること。
- (2) 墓地等の建設に関する意見及び照会に関すること。
- (3) 関係法令の運用及びその調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は別表の職にある者をもって組織する。

- 2 連絡調整会議に会長及び副会長を置き、会長は健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕を、副会長は総務企画局都市政策部企画調整課長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 連絡調整会議は、検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、健康福祉局保健医療政策部生活衛生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営について必要な事項は、会長が連絡調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

総務企画局	○都市政策部企画調整課長 都市政策部企画調整課担当課長
財政局	資産管理部資産運用課長
こども未来局	青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕
健康福祉局	◎保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕 総務部企画課長
まちづくり局	総務部企画課長
建設緑政局	緑政部みどり・多摩川協働推進課長 道路河川管理部路政課長
上下水道局	下水道部管路保全課長
教育委員会事務局	学校教育部健康教育課長
区役所	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務 所・保健所支所）衛生課長

注）◎：会長 ○：副会長

事務局：健康福祉局保健医療政策部生活衛生課